

浜松市特定未普及地域における給水事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項に規定する水道事業経営の認可を受けた者が経営する給水区域及び公設の飲料水供給施設の給水区域を除く地域（以下「特定未普及地域」という。）において、水道用水を供給することが住民の福祉の増進を図るため、必要であると認めるとき（非常災害時を除く。）に行う、水道施設内に取り入れた水を特定未普及地域内に居住する者に供給する事業（以下「給水事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水の対象)

第2条 給水事業の対象となる者は、特定未普及地域において、民設の飲料水供給施設及び個人水道等から生活用水を得ている者で、施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設）の破損、水源の濁水、濁水等により給水の必要性が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録された者であって、当該記録された住所が特定未普及地域の区域内である者

(2) 前号に定める者のほか、緊急に水道用水を給水することが居住する者の福祉の増進を図るために必要であり、適切であると水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた者

(給水の申込み)

第3条 給水事業により給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水申込書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

(給水申込みの審査及び決定)

第4条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要がある場合は現地調査を行うものとする。

2 管理者は、申込者に対する給水を適当と認めるときは、申込者に給水決定した旨を、給水決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 管理者は、申込者に対する給水が適当でないと認めるときは、申込者に給水決定しなかった旨をその理由を付した給水不決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(資機材の調達)

第5条 前条の規定により、給水決定を受けた者（以下「給水対象者」という。）は、浜松市小規模水道施設等設置及び維持管理費補助金要綱別表第2に規定する生活用水を貯留するための水タンク及び配水施設並びに滅菌装置等の簡易浄水施設を整備し、又は同等程度の性能を備えたものを調達しなければならない。ただし、第6条第3項に規定する水道用水を管理者が指定する場所に取りに来る場合は、この限りでない。

2 給水対象者は、緊急やむを得ない場合において、ポリタンク等の資機材を用意できない場合及び必要量の給水を受水する貯水タンク等がない場合は、管理者から無償でポリ

タンク等の資機材を借用することができる。

3 給水対象者は、前項の規定により管理者が所有するポリタンク等の資機材を借用するときは、資機材借用申込書兼誓約書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、給水対象者に資機材の貸出決定した旨を、資機材貸出決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（経費の負担及び算定）

第6条 給水対象者は、1^mあたり200円に消費税及び地方消費税率を乗じた額に給水量を乗じて得た額（以下「給水料金」という。）と水道用水を運搬するために係る費用（以下「運搬費用」という。）1回当たり500円を合わせた額（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により給水料金を算定する場合において、1^m未満の給水量が生じたときは、次に定めるところにより算定する。

（1） 給水を必要とする期間（給水を必要とする期間が長期間に及ぶ場合は、2月を1期間として算定する。以下「給水期間」という。）に給水した給水量の合計が1^m未満の場合は1^mとする。

（2） 給水期間に給水した給水量の合計に1^mに満たない端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該端数は、次の給水期間の給水量に加算する。

3 第1項の規定にかかわらず、給水対象者が水道用水を管理者が指定する場所に取りに来た場合の経費は、給水料金とする。

（経費の減免）

第7条 管理者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている世帯その他これに準ずる特別の理由があると認められる世帯については、水道水の運搬費用を免除することができる。

2 前項の規定により免除を受けようとする給水対象者は、給水運搬費用免除申請書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとする。

4 管理者は、免除を受けようとする給水対象者に対する水道水の運搬費用の免除を適当と認めるときは、当該給水対象者に免除を決定した旨を給水運搬費用免除決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

5 管理者は、給水対象者に対する水道水の運搬費用の免除が適当でないとき認めるときは、給水対象者に給水運搬費用免除不決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(経費の請求及び納付)

第8条 管理者は、給水完了後、第6条に規定する経費を給水対象者に請求書(第8号様式)により請求するものとする。

2 給水対象者は、管理者から請求のあった経費を、請求の日より1ヶ月以内に所定の方法により納付するものとする。

(給水日時)

第9条 給水対象者に給水する日は、管理者が必要と認める日において行うものとする。

(給水対象者の責務)

第10条 給水対象者は、給水後の水の安全性を確保するため、受水タンク、ポリタンク等の清掃等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(損害賠償)

第11条 給水対象者は、管理者の責めに帰すべき事由によるものを除き、給水後に発生した事故等に対する損害の賠償を管理者に請求することができないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

給 水 申 込 書

（あて先） 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

〒

住 所

申込者 氏 名

TEL :

浜松市特定未普及地域における給水事業要綱に規定する経費の負担、損害賠償等の規定を承諾し、次のとおり給水を申し込みます。

記

理 由		
期 間		
必要水量		
給水場所		
経費等の請求先	住 所	
	氏 名	

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

住 所
氏 名

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

給水決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました給水については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 給水期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
2. 給水条件
 - (1) 申込者は、水道用水の供給に要した経費を負担する。
経費の算定は、浜松市特定未普及地域における給水事業要綱第6条の規定に基づき算定した額とする。
 - (2) 申込者は、給水後に発生した事故等に対する損害の賠償を管理者に請求することができない。ただし、管理者の責めに帰すべき理由により申込者に損害を与えた場合は、申込者にその損害を賠償するものとする。
 - (3) その他の事項については、浜松市特定未普及地域における給水事業要綱の規定によるものとする。

第3号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

住 所
氏 名

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

給水不決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました給水については、下記の理由により不決定としましたので通知します。

記

(理由)

第4号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

〒

住所

借用者 氏名

資機材借用申込書兼誓約書

給水決定にあたり、次のとおり資機材を借り受けたく申し込みいたします。
なお、借用に際し、私は次の事項を誓約いたします。

- ・貸出期間満了の場合は、管理者が指定する場所に速やかに返却すること。
- ・返却する資機材は、借用時同様に引き続き使用可能となるよう洗浄等を行うこと。
- ・資機材を紛失、破損等したときは、その損害を賠償すること。

借用理由				
借用期間	自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日			
管理責任者	氏名		電話	
必要水量				
給水場所	浜松市			
資機材	ポリタンク	用 個	用 個	合計 個
	その他			
特記事項				

資機材貸出決定通知書

平成 年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

当申込書による資機材の借用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 貸出期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
2. 貸出する資機材

第5号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

給水運搬費用免除申請書

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

〒

住 所

申込者 氏 名

TEL：

水道用水の運搬費用について免除を受けたいので、浜松市特定未普及地域における給水事業要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

私（申込者）は、上下水道部が必要に応じて行なう減免資格の調査確認に対し、浜松市各福祉事務所長が回答することに同意します。

（福祉事務所証明欄）

上記の申込者は、生活保護法に規定する保護又は中国残留邦人等円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

浜松市 区福祉事務所長 印

第6号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

住 所
氏 名

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

給水運搬費用免除決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました給水運搬費用の免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 免除期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
2. 免除する金額
水道用水の運搬費用を免除する。

第7号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

住 所
氏 名

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

給水運搬費用免除不決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました給水運搬費用の免除については、下記の理由により不決定としましたので通知します。

記

(理由)

第8号様式（第8条関係）

請求書

金 円

年 月 日付の給水申込書に関わる給水業務が完了いたしましたので、浜松市特定未普及地域における給水事業要綱第6条の規定に基づき給水料金及び運搬費用を下記のとおり請求します。

年 月 日

住所
氏名 様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

（給水料金及び運搬費用内訳）

給水料金	m ³	円
運搬費用	回	円
合計		円

（振込先）

振込先金融機関	この欄は上下水道部で入力
口座種別	〃
口座番号	〃
口座名義	〃

請求は、2か月単位にまとめて請求いたします。

納付期限 平成 年 月 日